

鳥取県急傾斜地崩壊対策資金利子補給金交付の事務手続きについて

1. 交付申請提出

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

○交付申請時期は、鳥取県急傾斜地崩壊対策資金利子補給金第6条に規定する間接補助事業者が金融機関等と間接補助事業に係る融資契約を締結した日から30日以内となります。

2. 交付決定通知到着（交付申請から原則30日以内）

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始（着手届提出）

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了・実績報告書提出（実績報告書の提出）

※事業の完了

⇒間接補助事業等のすべてが完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日

○実績報告を下記提出先に郵送又は持参してください。

○実績報告の時期は、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日とします。ただし、規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月15日となります。

【事業が年度内に終わらない場合】

変更承認申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

【事業の遂行が困難となった場合】

遂行困難報告書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

○補助金の支払い

補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その額に応じた額の間接補助金を遅延なく間接補助事業者に支払わなければなりません。

○詳細については、「[鳥取県急傾斜地崩壊対策資金利子補給金交付要綱](#)」をご確認ください。

提出先

所轄の総合事務所長、西部総合事務所日野振興センター所長、
県土整備事務所長に提出してください。

提出部数

提出部数は正副併せて2部です。

問い合わせ先

所轄の県土整備事務所、総合事務所
西部総合事務所日野振興センター

又は

鳥取県県土整備部・治山砂防課
鳥取県鳥取市東町1丁目220(本庁舎5階)
0857 - 26 - 7382
chisansabou@pref.tottori.lg.jp